

宗成 職島 主期の 日朝関係

—『宗氏世系私記』の記録を中心として—

仲 尾 宏

中世の日朝関係史については戦前から少なからぬ研究があり、また戦後においても多くの研究者がたしかな業績をあげてきた。特に二一世紀に入る頃から研究者の層も厚くなり、それぞれに、的確な成果があげられている。したがって、近世を主たる領域とする小生が口をさしはさむ余地はないのであるが、本論ではあえていまだ触れられていない部分について論及を試みたい。その理由はまだあまり注目されていない『宗氏世系私記』の記述に興味をおぼえたからである。そのことは後述するとして、一四世紀から一六世紀にかけての先行研究はすでに汗牛充棟只ならぬものがある。その代表的なものをあげればおおよそ次のようである。一九六五年には田中健夫『中世海外交渉史の研究』が出版され、以後、同氏によって『中世対外関係史』（一九七五年）、『対外関係と文化交流』（一九八三年）、『東ア

ジア交通圏と国際認識』（一九九七年）などの刊行以後、夥しい業績が出され、若い研究者の研究意欲を刺激してきた。また、中村栄孝の『日鮮関係の研究』上・中・下（一九六五年）は戦前からの同氏の研究の総括ともいふべき業績であり、本論でも引用させて頂いた。また、長節子『中日日朝関係と対馬』（一九八七年）、村井章介『国境を越えて—東アジア海域世界の中世』（一九九七年）をはじめとして、関德基『前近代東アジアと韓日関係』（一九九四年）、二一世紀に入ってからには関周一『中世日朝海域史の研究』（二〇〇二年）、田中健夫『対外関係史研究のあゆみ』（二〇〇三年）、永留久恵『対馬国志』中世・近世編（二〇〇九年）、橋本雄『中華幻想』（二〇一一年）、『偽りの外交使節』（二〇一二年）、関周一『朝鮮人の見た中世日本』（二〇一三年）など、専門的研究を土台にした一般書も相次い

で刊行され、その他、ここにあげていない書冊も数知れないほどである。したがって本論のような論考をあえて問う余地はないのであるが、いくつかの点で指摘しておきたいことを見いだしたので、あえて拙論をのべることにした。

本論でとりあげる史料の中心は『宗氏世系私記』である。

この書をもととして、『史料綜覧』をはじめ、いくつかの書が個々の事項を立項していることは知られている。しかし、その項の意味するところの吟味は未だ十分ではない。

そこで本論ではその他の事項を含めて、同書のうち宗成職（しげとく）が島主であった時期に限って重要と思われる事項を摘出して論じてみたい。

ちなみにこの『私記』は対馬の嶋雄家に伝世していたものであり、その稿本は二種ある。そのひとつは東大史料編纂所のものであり、これは弊原担が所蔵していたものである。しかし、その記述は桓武天皇にはじまる宗氏の家系を足利尊氏までの時期で終っており、肝心の島主時期（壬辰倭乱期までの地頭であった時期）、すなわち室町以降の記述がない。もうひとつは長崎県歴史文化博物館所蔵の稿本で、こちらは印影本ながら、宗義智の時代、すなわち壬辰倭乱期までの記録である。文字はところどころ乱雑で読み取れないところもあるが、かなり詳細な記事であり、察するに『宗氏家譜』や『宗氏家譜略』が成立するときに本書

を参考にしたものではないかと思われる。また、藤定房著・鈴木裳三編の『対州編年略』には本書から引用したと思われる部分もあり、そうだとすると、少なくとも江戸時代初期には成立していた史料と考えられる。このあたりについては後考を俟ちたい。

さて、本論で宗成職に着目したのは『私記』に注目すべき記述があることと、もうひとつは当時、京都においては足利義政が前代の七代將軍義勝の頓死によって、わずか八歳ながら家督につき、一四四九（宝徳四）年、一三歳で征夷大將軍に襲職せざるを得なかった時期と重なっていたことである。一方、宗成職もまた二五歳で襲封した若年の太守であり、その時代の日朝関係は朝鮮では世宗治世の後半期で、通信使名義の対日使節派遣（一四二八、一四三九、一四四三年）という朝鮮側の修交意欲が高まっていた時期であったことである。同時に対馬と朝鮮間は一四四三（嘉吉三）年に癸亥（嘉吉）約条が結ばれ、対馬・朝鮮間の交通統制が制度化されて安定した通交体制が一応出来上がる。同時に、歳遣船約条・対馬島主の文引発給権をはじめとするさまざまな特権がもうけられた時期でもあった。この約条は成職の前代、宗貞盛の島主時代に結ばれたものであるが、一四五二（享徳元）年に襲封した成職にとつては約条に沿って、交易の成果を享受しうる時期でもあった。な

お、成職についていえば、『宗氏家譜』『宗氏家譜略』によれば、始祖知宗より数えて一〇代目島主で一四二〇（応永二七）年生まれ、前島主の貞盛の長子で貞茂・貞盛・成職と三代にわたり対馬中部の佐賀に居し、嗣子なく従弟貞国に封を譲り、一四六八（応仁二）年逝去、妙泉院殿と諡名された。

なお、松浦霞沼の『朝鮮通交大紀』の妙泉寺公の記事には、成職の没年、一四六八（応仁二）年、朝鮮の恵莊王（世祖）一四年、「我が州を伐つての教書あり、（東文選に見へたり）考として左に記す」としてその全文と和訳が掲載され、「按二、これ又我を恐喝するの事に過ぎずして、其の実我州を撃たむにハあらざるなり」という注釈を加えている。

一、『宗氏世系私記』の記事

本書の記述の及ぶ範囲は既に触れた。本論についていえば、成職の前代・貞盛の時代については先述のように対馬と朝鮮国との間に癸亥（嘉吉）約条が結ばれた。本書はそれを詳細に述べ、また同時に一族の盛国・盛世が少弐氏に協力して筑紫に出陣して大内氏の勢力と戦ったことを報じたあと、成職時代の記述に入る。以下、その全文を紹介する（句読点は論者が入れたもの。○印も同様、一部を常用

漢字に置換した。）。

宝徳三年辛未八月將軍遣僧允澎・僧芳貞等於明。享徳元年壬申六月廿二日、貞盛卒、葬佐賀村、諡円通寺殿萬悦元勝。

同年成職嗣。幼名盛職、称彦六。①將軍賜諱字也。以宗右馬助為守護代。

同年閏七月初朝鮮船二隻対州。一船弔貞盛之卒、一船賀成職之襲封。朝鮮慶弔之礼始于此使。秦盛幸、俗称波多野神兵衛、主幹文章之事。

②康正元年乙亥將軍召成職、同九月從筑紫上洛。守護代盛直、僧鉄灌等從之。猷虎豹皮・磁器・唐繡・花席等。諸臣謁、義政公問朝鮮・明朝之事。山名宗全曰、朝鮮連年遣使職、然実商賣也。海陸多役費、以未不可入京、亦來則審其來由、接待可待于対馬。

此時成職欲詳言州之形情、而宗全与大内相好威權甚強、以得嘉頼・貞盛党赤松之讒故、□苟難発、且洛中有山門衆徒嗾訴之事。管領難之終不能言。州事命以外來諸貨仏経等事、盛直使鉄欵依□助西堂請言。州事帰州。

同二年丙子、將軍遣使朝鮮、使人通事。謝贈大藏経等諸貨。

長祿三年己卯武藤（少弐）率対馬兵、攻筑前、郡邑未

幾、而為大内所破、帰対州。恢復二度。

寛正元年庚辰朝鮮遣使、告京都。

同二年辛巳亦朝鮮使來。同五年甲申、將軍之弟浄土寺義尋、長髮改名義親（視）号今出川殿。細川勝元為執事。以來兩御所。

同六年乙酉將軍遣使明、遣唐使船來往於対州。其後謂之□御公事。

文正元年丙戌贈書朝鮮、求唐貨。

応仁元年丁亥教頼与州盛直等率対州兵、攻筑前、戰於博多（大）宰府御笠之間。対州兵敗績、盛直等州兵之死。恢復等三度。教頼等于志多賀村、葬之東月寺。子頼忠在対州。同二年戊子七月五日成職卒。享年四十九、諡号妙泉寺殿。貼宗昌玖（大禪定門）。

以上が『私記』の成職島主時代の全記述である。（括弧内は論者が補筆）

成職の対馬太守としての在任期間は上記にみるとおり、長期ではない。一四五二（享徳元）年から一四六八（応仁二）年までの一六年間であった。しかしその間、以下にみるように、ひとつは京都の將軍家との関係において、もう一つは対馬と朝鮮国との関係において重要な事柄が起きている。以下、上記『私記』の丸字の順にしたがって検討す

る。

二・京都將軍家とのかわり

①については、まず第一にあげておかねばならない事柄は、成職が八代將軍に襲職した足利義成あしかげよなりからその諱を拝受したことである。この時期、三管四職などといわれた斯波、畠山、細川などの有力守護大名が將軍の諱の一字を拝領することで、自己の地位を權威づけようとしたことは事実である。それにならって各地の大名もまた、それに追従する動きもあった。他方、將軍家から、大名たちの忠誠の意思を確認するために与えたこともあった、とされる。だが、中央から遠く離れ、素性からいっても源氏とのつながりがなく、のちに桓武平氏の後裔と自称する対馬宗氏に与えたことは注目すべき出来事であった。

足利義政（成）（一四三五〜九〇年）は先述のように兄・義勝の死後、僅か一三歳で將軍職に就くが、それに先立って一四四六（文安三）年、後花園天皇より「義成」の諱を賜り従五位上に列した。その後、一四五三（享徳二）年六月に「義政」と改名した。

一方、成職の幼名は前記史料では「彦六」とあるが、『家譜』および『家譜略』では「神谷私記」の引用として

「小宇彦万丸」「中頃彦太郎」ともある。また刑部少輔を自称したとある¹⁾。また『対州編年略』では「初ノ名ハ彦六、成、之志計唱」とあるが、ここでもなせ「成」という一字名が記されているのかわからない。『私記』では幼名「盛職」とあり、「盛」の字は「貞」などとならんで地頭職についてた宗家の棟梁の諱として、それまでも時に使われてきた名である。地頭職を宗家として継いだ時点、すなわち一四五六（康正二）年の襲封時点では彼の名は「幼名」とあるが、元服後の「盛職」という名乗りだとしてよいだろう。なお、成職の没年については一四六七（応仁元）年説が長節子氏によって主張されている由である²⁾。

対馬宗氏と京都の將軍家との関わりは一六世紀に入るともう一度密接となる。一五〇〇（明応九）年に襲封した第一二代島主材盛は、一〇代將軍義材からその諱一字を拝受し、初名の盛貞から材盛と改めた。また材盛の子、盛順は一五〇五（永正二）年に襲封したあと、一五一一（永正八）年に使者が上洛して將軍義尹（義材と同一人物・義種とも称する）からその諱を賜うことを請い、翌年源姓の諱「義」と守護大名クラスに許される「屋形号」の使用を許され、義盛と称した。義盛は將軍に忠誠を誓って將軍家を京都から追放した細川勢と各地で戦い、戦功をあげ、また少弐氏滅亡後、大内氏によって筑紫・肥前などの所領がうばわれ

たことを訴えたところ、その褒賞として北近江で八百貫を賜わった。

その後も讃岐守などの受領名をなめることを許された島主や、畿内に拠点を築こうとしていた島主もいて、対馬島主もしだいに戦国大名の道を歩み始める³⁾。江戸時代に入つて、幕藩体制下でも江戸期初代の義智をはじめ藩主の多くが「義」という文字を諡に入れる名乗りをしたのはこのような室町時代の京都の將軍家との関わりの継続を意識していたからであろう。

②の成職の上洛の件はまことに異例である。それまでも南北朝時代には宗氏とその勢力が北朝や幕府軍と係わったことはあったとしても、宗氏当主が將軍からの召しによって上洛したことは初めてであろう。

このことは足利家の將軍としても、まだ内政・外交ともに実権を掌握したわけではない若い義政にとつて、その政治になうためにはできるだけ正確な情報を得たかったためであろう。一四四三（嘉吉三）年の朝鮮通信使（正使・下孝文、副使・尹仁甫・書状官・申叔舟）が入洛した時、義政は未だ七歳だったが、そのことは記憶に残っていたかも知れない。だが義政の將軍襲職の前年には文溪・正祐らの「日本国王使」が足利義成名義の国書を持って朝鮮国都を訪れており（一四四八・文安五年）、この国書の発給を

義成は蔭涼軒関係者などから知らされていた可能性はある。また別の側近からも遣明船や朝鮮との交易にかかわるさまざまな知識と情報を知らされていたことも考えられる。

また『私記』にあるように一四五(宝徳三)年には第一次遣明船の派遣が決定されており、今回は結果として天龍寺ほか畿内・西国の六寺院が出資、乗員合計二〇〇人という大船団となったのだが、幕府周辺はすでにその計画を始めていたであろうから、義成は切実に朝鮮・中国にかかわる知識を求めていたと思われる。

成職は義成からの命を受けて一四五(康正元)年、襲封後三年目にして守護代宗盛直、僧鉄灌などを従え、朝鮮からの贈品や交易で得た品々を手土産に京都へ向かった。京都では將軍義成改め義政が一行に謁した。このときの管領は細川勝元であったが、彼の名は『私記』には登場していない。代わりに大きく記述されている人物は山名持豊(宗全)であった。

宗全は、朝鮮は連年のごとく遣使してくるようだが、それは商売の利益を求めているのであり、使者が京都へ来るには海陸とも多額の費用を弁せなければならぬから入京させることはよろしくない、その来るべき理由をはっきりさせ、その接待は対馬で持つべきである、という。これに對して成職はこれまでの対馬と朝鮮との関係を詳細に述べ

た。しかしこの頃、京都では山名氏、そして大内氏の権勢が甚だ強く、さらに対馬宗氏と連携していた少武氏の嘉頼や宗貞盛は、六代將軍義教が殺された先年の嘉吉の変の際、赤松氏に加担していたとの讒言があつて、自由に物を言える雰囲気ではなかつた、という。

またその頃洛中では、延暦寺山門衆徒の強訴があり、管領の細川氏も発言をためらう状況だったので、対朝鮮問題についてはなんらの方向性も見えぬ間に終つた、という。そして対馬から持参した諸物や仏典は鉄灌をして某僧に預けて帰州した。

この後一四六〇(寛正元)年、朝鮮からの使節が来島した時にはそのことを京都へ報告した。

以上が『私記』が語る宗成職の京都將軍家との応接の報告である。この会見が果して義政の期待にどこまで応えたか否かは不明であるが、少なくとも対馬宗氏と朝鮮国との関係のある程度詳らかに知つたこと、その結果として日朝関係を發展させようとするならば対馬宗氏が不可欠の存在であることを知つたのではなからうか。

三、宗成職時代の対馬―朝鮮関係

一四四四（嘉吉四）年、成職は元服の時を迎えた。その前年、父・貞盛は使者津江次郎を朝鮮へ派遣していた。次郎は朝鮮礼曹に対して一〇月壬辰日、「長子千代熊、明年歳首加冠、請別賜」といわしめた。国王世宗はこれに対して「綿紬四匹、麻布三匹、苧布三匹」を贈ることに同意した。⁴

これがおそらく成職の名が史書に最も早く登場した事例である。

その父・貞盛は一四五二（宝徳四）年六月二二日死去した。その死の直前、四月二八日に、貞盛は対馬の八幡本宮に一切経を、子息成職をして寄贈せしめた。そしてこれは「朝鮮通交に就き始めて祈渡するの品なり。故に宗廟に納める云々」という。⁵

貞盛の逝去に際しては朝鮮から弔意の使者が派遣された。同年閏八月、致奠官・李堅義、致博官・皮尚宜が対馬に来島し、成職の家で致弔した。また九月円通寺で致奠、成職は彼らを私宅に招き宴慰した。成職は使者の来島を喜び、「大国之遣使」を迎えたことを喜んだ。

朝鮮側の新島主への襲職についての見方と対馬島内の動

静観察は次の通りである。

慶尚道觀察使は約条により、朝鮮へ来る者は必ず貞盛の図書を携行するという「密約」があり、貞盛もまた「誠心帰順」してきたが、其の嗣子は年幼く、島人はその命令を聴かない恐れもあり、国家として防備を嚴重にすべきであると啓上した。これに対して朝廷は親子間の継職でもあり、その変心は考えられないが、三浦倭人の動静には注意しておく必要があるとする見解を出した。⁶

また朝鮮が弔祭に送った祭文の冒頭では「惟靈篤順実、克継先志、恭勤事大、輯和下人、禁暴弭姦、藩圉我国家、敬順之心、終始一誠、国家待之、亦終始無間（以下略）」とその忠誠を褒め、祭物として沈束香一斤、祭酒三十瓶等、贈物として白苧布一十匹、白綿布一十匹、正布一百匹ほか数々の品を贈った。その復命の記事には円通寺での致奠の様子を「島内僧俗男女老幼、觀者群衆、初八日致贈物於島油主之家、島主拝受、十四日、島主率靡下、來船設宴、一五日島主使人邀請臣等于家、宴慰曰、先父向大国輸誠、況今継業之初、特蒙新殿下垂恤、敢不益竭忠誠、予聞大人物、被虜尚多、欲尽搜還、以報殿下厚恩⁷」とある。成職としては島主襲職時の覚悟を披瀝したものであるう。

そして一一月庚申条には「日本国対馬島太守宗彦六、遣人來獻土物」とあるが、これは朝鮮からの弔意と継職祝贺

の使節来島に対するとりあえずの謝意をあらわす使者であったとみられる。そのあと、同じ月の丙戌条には「日本国対馬州太守宗彦六成職、請図書、及児名千代熊図書、従之」とある。

これは恐らく、成職が父との血縁の証明と図書受給の正統的継承者であることの証明を求めたものと考えられる。これ以降、『実録』には宗成職という名での遣使名で統一される。(別表参照)

朝鮮国としても癸亥約条の制定、釣魚約条の制定などを通じて、対馬島主の統制力によって、倭寇的行為の絶滅を図っていた時であつてみれば、新島主が前主と変わらぬ統制力を發揮し、朝鮮王朝に対する忠誠の証しを継続して行くことを期待していたといえる。なお、宝徳三年七月条には朝鮮からの二船が対馬に来たり、その一船は貞盛卒に對する弔意、他の一船は成職襲封の賀を表す使節船といひ、これが「朝鮮慶弔之礼」ここに始まる、と述べていることにも注目したい。貿易やその他の実務的な往来だけでなく、京都の將軍家に対する慶弔儀礼はすでに朝鮮では世宗代には開始されていたが、日本の一辺州である対馬島主に對する慶弔儀礼もこの成職の代で始まっていることは、朝鮮の対馬に對する処遇の関心の高さをあらわしている、ともいえるのではなからうか。これは江戸期に入つて、通

信使の往来が両国間の国家的行事として定着した時期でも継続された。

宗貞盛の時代は約条の制定などもあり、また通信使が朝鮮から三度も派遣されていたこと、そして日本国王使も数度派遣されていたこともあつて、その往来の円滑な実施のためにも細部にわたる交渉や調整のために対馬からも夥しい使者の遣使が朝鮮に向かつていた。また、嘉吉の癸亥約条締結の結果、朝鮮沿岸の所謂「三浦」に日本人(その大多数は対馬人)の居住と往来があつたので、両者の緊密な協力体制が必要であつた。そのことが新島主となつても継続されることが朝鮮にとつてももつとも望ましいことであつたのである。

その結果、別表のように対馬から朝鮮への使者は成職時代も夥しい回数数を数えた。記録上、接近した月日の場合は同一の使者が日をたがえて別の目的で別の相手に「献物」している場合もあるとみられるが、その回数はただならぬものがある。

また足利義政も別表にあるようにその在世中(將軍職委譲後も含む)に一〇数回にのぼる「日本国王使」を派遣している。その中にはいわゆる「寺社募縁船」も数多く含まれているが、朝鮮側ではそのすべてを「国王」の名義による国書を持ったものとして「国王使」として扱つた。また

義政時代後半に遣わす使節派遣の理由が、朝鮮・世祖朝の「仏縁奇瑞」にからめての渡航もあった。また、この成職時代には、近年しだいに明瞭になりつつある、所謂「偽使」が横行し始めた時代でもある。そのことは何人かの先達がすでに指摘されていることなので、ここではとりあげない。

ここで問題にしておきたいのは成職時代の「受職」問題である。申叔舟『海東諸国紀』の田中健夫の解説によれば、申叔舟による通交者は「国王・巨酋（有力守護大名）・対馬島主、諸酋（中小豪族）、受函書人（受函書印所持者）、受職人（朝鮮の官位を受けた者）」に区分され、その総数は一八〇に達する⁸⁾。

問題は宗成職が果して自らそのような「受職」を望んだかどうかにある。この論考についても、はるか以前に中村榮孝の『日鮮関係史の研究』（一九六五）に詳説されているが、まずはその紹介からはじめる⁹⁾。

四．宗成職の朝鮮官爵授与をめぐる

本稿の「宗成職島主期の朝鮮遣使年表」の一四六一年六月壬午・癸未条にあるように、朝鮮国から島主・宗成職に官爵を授職させるかどうか、という問題が持ち上がった。

このことは対馬と朝鮮との関係の外交上、交易上も大きな

問題をはらんでいた。それは下手をすれば、対馬の帰属問題にも通ずる。結果として、この件は決定的な結論が出ないまま、うやむやに終わった。そして中村榮孝はこの件に注目して、その大著の中で一節をたてて論じている。（註9参照）それも参酌しつつ、事態の推移をたどれば次のようである。

①一四六一（寛正二）年六月、世祖国王は重臣に対し「対馬島主宗成職が受職を請うてきたので、「従一品」とするか「正二品」とするかの意見を求めた。論議の結果、将来の昇進請求問題もあろうるので、「従一品」を授け「中樞院事兼対馬州都節制使」という官職を与えることとした。この時代、対馬島主が朝鮮朝廷から渡航する島内外の勢力に対し、渡航許可証である「函書」の発給権を朝鮮から授けられていたことからすれば、この措置は、そのような朝鮮政府の対外政策の整序という視点で見ればあり得る方策であった。また、その職禄の給付も増加支給されることになり、対馬としても不満を生じるものではない。

②ところが突然、この請を朝鮮朝廷に伝えた当の向化倭人の豆奴銳（津江）がこの授職の取り消しに奔走し、そのため、授職のための敬差官として対馬に派遣されることになった李継孫は、途中から引き返すことになった。

③豆奴銳は一端抑留されたが、向化倭人であるゆえもあって、「還」とされ、追放されたものの重罰を逃れることができた。

以上がその顛末の概略である。そもそもこの案件は対馬側からの要請であったものか、中間に立った豆奴銳やもと中国人であつて成職島主の側近で文書起草、翻訳など外事方面の担当をした秦盛幸あたりの策謀によるものか、という疑いを中村榮孝はのべている。

その当否はともかく、ここに成職時代の対馬のおかれた微妙な立場が露呈していることは確かであろう。すなわち、日本の中央政権担当者である足利義政からは忠実な臣下を期待され、朝鮮問題を中心とした様々な情報提供をしてきた宗成職であるが、他方では、朝鮮朝廷から事実としての対日交易関係の安定のための職務権限を任されていた、ということである。中世の対馬島主は、このようなダブルスタンダードの立場を使い分けつつ、絶えざる食料不足に対応し、かつ島内や近海の海賊首領の統制も行わなければ存続の危機に見舞われる、という状況にあつた。この受職問題については、島主・成職の意向がどうであつたかを語る史料はない。それだけに、この事実が惹起した問題性は大きい。

五、癸亥約条体制と対馬

倭寇の活動の終熄をめざして、朝鮮はさまざまな手を打つた。そして対馬島主の個別利害と島主以外の西日本沿岸各地の諸豪族（諸酋）の利害を調整しつつ、次第に統制策を成功させていった。その間の詳細な手法については前記中村榮孝の『日鮮関係史の研究』に詳しく、また田中健夫の研究でも何度か触れられているところである。大づかみにいえば、それらの通交統制策は宗成職の父・先代島主・宗貞盛の時代に主として整備された。中村によれば、それは次の五つの手法であつた。その一は授函書制、その二は書契による統制、その三は対馬島主の発行する文引（保証書）の携帯強制、その四は歳遣船の定数指定、その五は通信符の制である。これらはいずれも宗成職の時代にも引き継がれる。とりわけ、その実効を保証したのが一四四三（嘉吉三）年の癸亥約条の成立である。これによれば対馬宗氏は毎年の交易船は五〇艘とされた。例外船として特送船というものも認められてはいるが、原則は五〇艘である。またそれまでも実施してきた朝鮮よりの米・豆二百石の歳賜米の制度も確認された。これらは一挙に合意され定められたものではなさそうであるが、ともかく一四四三年に到つ

て、ほぼ朝鮮と対馬との間で合意がみられたものようである。そのほか、対馬や日本国王使の上京道路、接待基準などもしだいに整備された。その大要は申叔舟の『朝鮮聘応接記』に詳しく記録されている。また朝鮮国内の三カ所に日本商人の定住を認める「恒居倭」の居留地を認めた。薺浦・富山浦・塩浦である。

また、漁業問題については、一四四一（嘉吉元）年に孤草島釣漁条約が結ばれ、対馬漁業者の權益が保証された。宗成職の執政時代は以上のような朝鮮・対馬間の経済的權益の相互保証体制下にあった。以上を総じて癸亥約条体制と呼ぶならば、宗成職の時代は、それらの円滑な実行が双方に求められていた、といえよう。

一五五四（享徳三）年八月に対馬船一二艘が薺浦にやってきた。当地の辺将によれば、約条所定五〇艘の定数はすでに尽きていた。彼らは接待を強要し、辺将は凶書を持つ特送船も五〇艘の枠内の筈で、これは約条違反として強く抗議した。また一五五五（康正元）年四月の記事では、去年正月から三月までで所送の船はすでに五〇艘を越していた。そのことを辺将は朝廷に報告せず、八月になってそのことが公けになるや、一二艘を還送せしめた。

このようにして折角、対馬と朝鮮朝廷との間で締結された約条であるが、対馬を主とした朝鮮への約条超過の渡航

船の跋扈は止まず、その対策に朝鮮側が追われていたことが『実録』に記録されている。それだけ、対馬の零細漁民や商人の生活が窮迫していたか、あるいは、朝鮮との交易の利潤が大きかったかのいずれか、あるいはその両者が原因であったのだろう。

もうひとつ特筆すべきことは、対馬が中国との関係改善を朝鮮国に依頼していることである。これも『実録』によれば一四六四（寛正五）年、成職は対外関係に携わってきた秦盛幸を特使として朝鮮に派遣し、書状をもってその意を伝えた。その書によれば、往古より父・貞盛の時代まで対馬の賊が大明国の沿岸を荒し回り、多大の損害を与えてきた。今はそのことを深く反省しているので、朝鮮国王は憐憫の心をもって、対馬が賊船を停止し、信音を通じたい、としている意思をもっていることを伝達してほしい、というものであった。また使船を派遣しても、賊とみなされ捕獲されてしまうので、願わくば貴国の旗を得て符驗とさせて頂きたい、と述べている。これに対して、朝廷内部での議論の後、世祖国王はそのような提案は、皇帝は聴許しないであろうから断る、としながらも、このような特使を派遣してきた意思を嘉とし、島主成職に金剛経ほかの仏典と米一百石、綿布五〇匹、その他の品々を特賜させることとした。このように、この時代朝鮮は対馬島主に対して、ほ

ほ一貫してさまざまな懐柔政策をとり、沿岸の安全を保とうとしてきたといえる。

おわりに

宗成職島主時代、対馬は対朝鮮政策は一四一九（応永二六）年の癸亥東征後の世宗国王が主導した朝鮮側の和解と統制政策に全面的に従う形で展開した。その結果が九〇回にも及ぶ太守（島主）名義の遣使が記録されている。その中には漢城（漢陽）府へ到着していた使者が複数回にわたって「来献土物」していたことも含まれるかもしれない。また明らかに姓名を記されている島主以外の島内豪族や九州北部の有力大名と併記、すなわち共同の使船もあった。また彼ら、とりわけ島内の豪族の中には島主文引が朝鮮渡航に必要なことから「太守」名義での使船を出したこともあり得た。また島内の勢力との勢力関係の駆け引きの中で、島主が島主名義の書契発行を強要されたこともあったかも知れない。しかしこのような膨大な回数で記されていることは、貞盛執政時代をうけた成職の時代は大筋において前島主の政策と統制が踏襲されていた、とみるべきであろう。また成職が島主襲職からまだそれほど年月が経たない間に京都の将軍家から招かれて上洛し、謁見したことは対馬

と朝鮮との関係を中央政権に認知させたことにも通じる。従って対馬島主としては、島内の諸勢力はもとより、九州の諸守護大名たちにも対馬の特殊権益を追認させた意味ももった。そのような意味合いからすれば、成職時代は対馬にとって相対的に安定した内外情勢のうちにあった、というべきであろう。そして、そのような政策は次の継嗣子の貞国時代に引き継がれるのであるが、一方ではこのような対朝鮮関係の展開、他方で中央においては足利政権の統制力の弱体化が進行した。その結果、さまざまな「偽使」の横行が開始される。そのような緩衝期が宗成職の時代であった、といえるのではないだろうか。

また中央においては、将軍である足利義政がこのような朝鮮―対馬関係がある程度把握していたとして、中央政権としての政策上、どのような観点から度重なる朝鮮への「国王使」の派遣や遣明船の渡航を実行し、それらのもたらす交易の利益や文物導入に対して積極的な意思をもっていたかも知具体的に検討しなければならぬ課題である。

（なかおひろし 京都造形芸術大学客員教授）

宗成職島主期の朝鮮遣使（一四五二〜一四六七）『朝鮮王朝実録』所載記事による。

西曆	月	日	記事（カッコの番号は注の各号）
一四五二 （壬申）	一一	庚申	日本国（以下略）対馬太守宗彦六来献土物。
		丙戌	対馬太守宗彦六成職請図書、及児千代熊図書、從之。
		甲寅	対馬太守宗成職来遣使節土物。
一四五三 （癸酉）	二	己丑	対馬州宗成職使者侯楼加臥、書成職禁制、呈于礼曹（10）
	三	戊午	対馬州太守州成職・薩摩州伊集院萬鎮隅州太守藤熙各遣人来献土物。
	四	壬辰	対馬州宗成職・宗盛弘・護軍平茂統等遣人来遣土物。
	五	丁巳	親行朔祭于景儔殿、対馬太守宗成職・筑前州藤源教頼・上松浦一岐塩津観音寺宗殊使人等、随班進香。
		己未	対馬州宗成職遣人来献土物。
		癸亥	対馬州宗成職・宗貞国等、遣人来献土物。
		辛未	対馬州太守宗成職・宗盛弘等、遣人来献土物。
		壬甲	対馬州太守宗成職・一岐州真弓源永久等遣人来献土物。
		乙亥	対馬州太守宗成職・宗盛弘・一岐真弓源永等遣人来献土物。
	七	丙寅	対馬州太守宗成職・一岐州源聞・各遣使来献土物。
一四五四 （甲戌）	正月	癸丑	対馬島主宗成職遣使来献土物。
	二	乙未	対馬州太守宗成職遣使来献土物。
		己酉	対馬州太守宗成職遣使来献土物。
	四	乙未	対馬州宗成職遣人来献土物。

		癸卯	対馬島主成職遣人来献土物。
	五	庚申	対馬州宗成職遣使来献土物。
		甲子	対馬州宗成職遣使来献土物。
	八	乙酉	対馬太守宗成職所送（人名略）十二船、到齊州。（11）以下略。
	九	丙戌	対馬島主成職遣人来献土物。
		癸巳	対馬島主成職遣人来献土物。
一四五五 （乙亥）	四	壬午	対馬島敬差官（以下略）（12）
	六	辛巳	対馬州宗成職遣使来献土物、並送漂流人朴元生。
		丁亥	対馬州宗成職遣人来献土物。
		壬辰	対馬島主宗成職遣人来献土物。
		癸巳	真弓兵部少輔源永・対馬島主宗成職、各遣人来献土物。
		戊戌	対馬島主宗成職及宗盛家・宗貞国、各遣使人来献土物。
	閏六	庚申	対馬州宗成職遣使来献土物。
		乙丑	源持直・上松浦僧源介祐・対馬州宗成職、各遣使来献土物。
	七	丙子	対馬州宗成職・宗盛家、各遣使来献土物。
一四五六 （丙子）		壬辰	関西道豊州太守源持直（他略）対馬州宗成職、各遣使来献土物。
	四	戊午	対馬州宗成職・五島守久守源勝（他略）各遣使来献土物。
	六	庚子	対馬島主宗成職・宗賀茂・真弓（他略）各遣使来献土物。
		甲子	対馬州宗成職遣使節来献土物。
		壬戌	対馬島主宗成職遣使来献土物。

一四六〇 (庚辰)	正月	辛巳	丁丑	通信使遭難。一臣翌到对馬島。島主宗成職葉餌調護又給衣笠(15) 礼曹奉啓、復書于对馬太守宗成職曰(中略)殿
一四五九 (己卯)	八	乙丑	对馬島主宗成職、遣皮古汝文等、来献土物(以下略)(14)	
	四	壬辰	对馬島主宗成職・一岐州真弓源永 各遣使来献土物。	
	三	癸未	对馬島主宗成職及宗盛直・一岐州真弓源永(他略)各遣使来献土物。	
一四五八 (戊寅)	六	辛酉	对馬太守宗成職遣使来献土物。	
	三	庚寅	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
		乙未	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
		辛丑	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
		壬寅	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
一四五七 (丁丑)	閏二	丙寅	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
		戊辰	对馬島主宗成職・上松浦呼子一岐守源高、各遣使来献土物。	
		丁未	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
	九	癸未	对馬島成職遣使来献土物。	
	七	壬戌	对馬島主宗成職遣使来献土物。	
一四五六 (丙子)	九	丙戌	礼曹啓、对馬島宗成職使者于面老・三甫都老言(後略)(13)	
	七	丁酉	对馬州宗成職遣使来献土物。	
	七	戊戌	对馬島宗成職・肥前州松浦丹後太守源盛、各遣使来献土物。	
	一〇	丙申	对馬島宗成職遣使来献土物。	
	九	癸未	对馬島成職遣使来献土物。	

一四六二 (壬午)	正月	壬戌	对馬太守宗成職・代官宗盛直遣人来献土物。
一四六三 (癸未)	二	辛未	薩摩州藤居久对馬州宗成職・貞国・関西路安芸州持平、各遣使来献土物。
	六	壬申	五島宇久守源勝・塩津留伊勢源聞・豊州大友親繁・对馬太守宗成職、各遣使来献土物。
一四六一 (辛巳)	七	丙子	对馬州太守宗成職遣使来献土物。
	八	壬申	对馬州宗成職遣使来献土物。皮古汝文献馬一匹、御忠順堂引見、各賜虎皮一枚・油紙席一張・彩文席二張・命饋于賓庁、親射設酌。
	四	己巳	对馬州太守宗成職遣人来献土物。
	五	乙丑	对馬州太守宗成職遣人来献土物。
	六	壬午	御思政殿、受常参視点事。令二品以上入侍、上曰对馬島主宗成職、請受職、従一品、正二品、何者可授(後略)(17)
一四六〇 (庚辰)	五	戊辰	对馬州太守宗成職遣人来献土物。
	四	壬辰	对馬州太守宗成職母死。遣上護軍皮尚宜慰(16)
	三	癸未	对馬島主宗成職、授中枢殿事、兼对馬州都節制使。(18)
一四六三 (癸未)	七	乙巳	对馬州太守宗成職・教頼等、遣人来献土物。
	八	己巳	对馬州太守宗成職遣人土物。倭護軍多羅而羅亦来献土物。
	一一	乙卯	对馬州宗成職遣人来献土物。
一四六二 (壬午)	一一	丁酉	对馬州宗成職遣人来献土物。
	一二	丁酉	对馬州太守宗理職・上松浦塩津留伊勢守源聞、

一四六四 (甲申)	正月	甲寅 己未 壬戌	各遣人來献上土物。 對馬州太守宗成職遣使來献上偽物。 對馬州太守宗成職遣使來献上土物。 對馬州太守宗成職遣使來献上土物。二休詩。
一四六五 (乙酉)	三	庚戌 乙卯	對馬州太守平原朝臣宗成職遣人來献上土物。 賜宗成職米豆各一百石・綿布五〇匹・羅三匹(後略)
一四六六 (丙戌)	七	甲戌	剛經五解他(後略)
	八	辛巳	對馬州太守宗成職遣使來献上土物。
	九	戊辰	對馬州太守宗成職遣使來献上土物。
	一一	壬子	對馬州太守宗成職・平朝臣宗彥八郎茂世他、各遣使來献上土物。
	一二	辛未	對馬州太守宗成職・平朝臣宗彥七貞国、各遣人來献上土物。
	壬辰		對馬州太守宗成職遣使來献上土物。
	四	癸丑	對馬州太守宗成職・代官宗盛直・上郡追浦平朝臣宗伯者守茂次、各遣人來献上土物。
	七	庚辰	對馬州宗誠(成)職・宗彥八郎茂世等、各遣人來献上土物。
	丙申		對馬州宗成職・一岐州上松浦塩津留觀音寺宗殊等、遣人土物。對馬州向化護軍波古時羅亦來献上土物。
	戊戌		對馬州太守宗成職・肥前州上松浦嶋打源永等、各遣人土物。

一四六七 (丁亥)	八	丁未	西海路周防州大内進亮多多良朝臣教之・對馬州太守宗成職・平朝臣宗彥九郎貞秀等、各遣人來献上土物。
	一一	丁丑	對馬州太守宗成職・代官宗盛直他、各遣人來献上土物。
	八	辛丑	禮曹啓曰、令對馬州太守宗成職所遣宗彥四郎等、前者、齋輪(論)三浦作真倭人事書、往輪島主治罪、其功可賞、請加賜米豆三〇石、從之
	九	甲戌	對馬州宗成職・守護代宗盛直、各遣人來献上土物。
	一〇	乙亥	對馬州太守宗成職・守護代宗盛直・筑前州大宰府都督司馬少卿藤原朝臣教頼・肥前州上松浦呼子一岐守源義、各遣人來献上土物。
	己亥		對馬州太守宗成職・(仁)位郡宗信濃守平盛家他、各遣人來献上土物。

註(1) 『宗氏家譜略』第十代成職君の項に「刑部少輔」の官名を称したことが記載されている。

(2) 別表記載以後の『実録』には一四六八(応仁二)年の『朝鮮王朝実録』記事に成職の名は見えず、宗貞国からの遣使が頻繁に登場する。

(3) 『宗氏家譜』及び『宗氏世系私記』の記事。

(4) 『実録』一四四三(世宗二五)年十一月壬辰条。元服前の成職への贈物である。

(5) 『対州編年略』卷第二 一四五二(享徳元)年壬申四月二十八日

(6) 『実録』一四五二(端宗零)年七月丙午及び甲寅条。

朝鮮国の貞盛への図書給付は「密約」であり、酋長・九州商倭といわず、その携行が義務付けられているとする。また貞盛は「向国帰順、出於至誠」の人という評を下し、但し三浦倭人と我が民の雜居状態の処については万全の策をとるべし、と述べている。

(7) 『実録』一四五二(端宗零)年一〇月乙巳条 朝鮮がこの時、貞盛致奠官として成均司芸李堅義、致博官として行司正皮尚宜で、年表本文がその報告である。

(8) 申叔舟『海東諸国紀』の田中健夫の解説(岩波文庫版四一四頁)による。

(9) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』上 三二七～三三六頁
一九六五年 吉川弘文館(17)(18)

(10) 『実録』一四五三(端宗元)年二月戊子条。成職の使者は礼曹に対して島内の禁制として酒・買物の禁止、馱での善馬の用意、佩刀劍の禁止などを報告している。

(11) 『実録』一四五四(端宗二)年八月乙酉条。

(12) 『実録』一四五五(端宗三)年四月壬午条。(11)(12)とも約条を上回る日本各地からの渡航船に関する問題が報じられている。(本文参照)

(13) 『実録』一四五六(世祖二元)年九月丙戌条。熊川節制使金乙孫が進上した書契と環刀を足蹴にしたことに対する抗議。恒居倭人に対する監視強化を議す。

(14) 『実録』一四五九(世祖四)年八月、琉球国使者道安の対馬での虚言に対して秦盛その間の事情を説明、この件

で成職が「發奮千万」したことを報告。

(15) 日本への通信使・宋処儉らが釜山沖で遭難、殆どが溺死した事件につき対馬島主が極力救援に努めた件につき、国王はそれを嘉として白綿袖、虎豹皮、米穀などを宗氏とその配下に特賜。

(16) 『実録』一四六一(世祖六)年四月壬辰条。宗成戦母の死去に際して、朝鮮から弔意使者が来る。島主親族の弔意使者の記事はこれが唯一。

(17) 『実録』一四六一(世祖六)年六月壬午条。

(18) 『実録』一四六一(世祖六)年六月癸未条。

いずれも宗成戦受職の件、本稿四節参照。

(19) 『実録』一四六四(世祖九)年六月丙申条。庚子条。いずれも本稿五節参照。